

日常生活用具（特殊寝台等）の取扱いについて

令和6年4月から、特殊寝台の基準額を下記のとおり増額し、福祉電話については新規申請の受付を停止、情報通信支援用具の対象機器の一部改正をすることとしましたのでお知らせいたします。

詳細についてはお住まいの区の高齢障害支援課若しくは下記の問い合わせ先までお問合せくださいますようお願いいたします。

○基準額の増額

特殊寝台 旧基準額 159,200円 ⇒ 新基準額 200,000円

※基準額を超える金額については購入者の自己負担となります。

○福祉電話の新規申請の受付停止

※経過措置として現行の利用者は引き続き、助成を継続いたします。

○情報通信支援用具の対象機器の一部改正

旧：障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトを言い障害者が容易に使用し得るもの。

新：障害者向けのパーソナルコンピュータ及びスマートフォン、タブレット端末にか
かる周辺機器や、アプリケーションソフトを言い障害者が容易に使用し得るもの。

(※あくまで周辺機器であって、スマートフォン本体、タブレット端末本体を対象とするわけではありませんのでご注意ください。)

問い合わせ先

千葉県障害者自立支援課 給付班
電話 043-245-5173